

盛岡市高齢者保健福祉計画 ・ 第9期介護保険事業計画に基づく
介護施設等の設置及び運営事業者候補者選定要領（第3次募集分）

（趣旨）

第1 この要領は、盛岡市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営を行う事業者の候補者（以下「事業候補者」という。）を応募のあった者（以下「応募者」という。）の中から選定するために必要な事項を定めるものとする。

（審査会の設置）

第2 応募者の中から事業候補者を選定するため、次の各号に掲げる区分ごとに審査会を設置する。

- （1） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- （2） 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

2 前項の審査会は、学識経験者及び被保険者の中から市長が委嘱する2人に市長が指名する盛岡市の職員1人を加えた3人の審査員で組織する。

3 応募者の役職員又はその役職員の3親等以内の者は、前項の審査員になることができない。

（審査の方法）

第3 審査は、盛岡市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者選定審査評価表（第3次募集分）（以下「評価表」という。）により、審査員が応募書類の内容審査を行う。また、必要に応じ面接審査を行う。

2 前項における評価は、各審査員が3点を標準点とする5段階評価により各項目1点から5点までの評価点を付すことにより行い、さらに、この評価点に項目ごとにあらかじめ定める掛け率を乗じて、審査点を算定するものとする。この場合において、小数点以下の端数が生じる場合は、その端数の処理を行わないものとする。

（審査における評価項目）

第4 第3に規定する審査において、第2第1項第1号については、第2項第1号から第6号までの項目を評価する。

2 第2第1項第2号及び第3号については、次に掲げる項目を評価する。

- （1） 建設事業に必要な財源及び施設の安定した経営が見込まれること。
- （2） 土地利用計画及び建設計画に実行性があること（土地利用規制がある場合は解除手続計画に実行性があること。）。
- （3） 既に運営している施設及び母体となる法人の運営実績が良好であり、地域経済への貢献が見込まれること。
- （4） 適切な施設運営に必要な人員配置が見込まれること。
- （5） 事業運営方針及び入所者又は利用者の処遇が適切であること。
- （6） 安全・防災対策が適切であること。

(7) 日常生活圏域におけるサービス提供状況に理解があること。

(基礎評価の項目)

第5 第2第1項各号ごとに設置する審査会における評価に加えて、応募者が応募時点で運営している介護保険法第8条各項に規定するサービスを提供する事業所及び老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム（以下「既存事業所等」という。）の運営状況について評価を行う（以下「基礎評価」という。）。ただし、休止中の既存事業所等における次項各号に掲げる項目並びに老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム、介護保険法第8条第4項から第6項まで、第12項、第13項及び第24項に規定するサービスを提供する事業所における第2号及び第3号に掲げる項目については、評価しない。

2 基礎評価は、法人事業実績書（応募書類様式8）に記載された内容に基づき、次の各号に掲げる項目ごとに当該各号に定める基準により点数を付すことにより行い、次項の規定により算出された点数を基礎点とする。

(1) 直近の介護保険法第23条に基づく実地指導又は老人福祉法第29条第11項に基づく立入指導における文書指摘の件数に応じ、次表に定める点数。ただし、盛岡市以外に所在する既存事業所等については、一律5点を付す。

算定区分	点数
0件	10点
1件又は2件	5点
3件以上5件以下	3点
6件以上	1点

(2) 介護職員等処遇改善加算の算定区分に応じ、次表に定める点数。

算定区分	点数
I	5点
II	3点
III、IV	1点
未算定	0点

3 前項各号ごとに既存事業所等に付した点数を合計し、各号において評価の対象となる既存事業所等の数で除したものを基礎点とし、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。ただし、10を超える既存事業所等がある場合は、次の各号に掲げる順序で、評価の対象とする既存事業所等を10に到達するまで選定することとし、応募する施設区分と同一の既存事業所等を優先して評価するものとする。

(1) 盛岡市に所在する既存事業所等

(2) 八幡平市、滝沢市及び岩手郡並びに紫波郡の市町域に所在する既存事業所等

(3) 岩手県に所在する既存事業所等（前号の既存事業所等を除く。）

(4) 青森県、秋田県、宮城県、山形県及び福島県に所在する既存事業所等

(5) 第1号から第5号に該当しない既存事業所等

4 応募者に、応募時点で運営している既存事業所等がない場合は、第2項各号ごとの基礎点を3点とする。

5 第2項各号において評価の対象となる既存事業所等がない場合は、各号の基礎点を5点とする。

(選定の方法)

第6 事業候補者の選定は、施設等の種類ごとに、次項から第7項までの方法により行う。

2 審査員3人の審査点を合計した点数に第5の規定により算出した基礎点の合計に3を乗じた点数を加えた点数（以下「合計点」という。）が高い順に施設募集数に応じて応募者を事業候補者として選定するものとする。ただし、総合計点数が、審査員3人の満点の審査点及び基礎点の満点に3を乗じた点数の合計点数の100分の60に満たない応募者は、事業候補者として選定しないものとする。

3 第3第2項後段の規定は、前項の総合計点数について準用する。

4 第2項の場合において、総合計点数が同じ応募者が2人以上あるときは、これらの応募者のうち、評価表の評価項目大項目5の項目における、審査員3人の審査点を合計した点数が高い応募者を上位とし事業候補者を選定するものとする。

5 前項の場合において、評価表の評価項目大項目5の項目における、審査員3人の審査点を合計した点数が同じ応募者が2人以上あるときは、これらの応募者の中からくじ引きによって事業候補者を選定するものとする。

6 事業候補者として選定された者が事業候補者となることができない者であることが判明したとき又は選定された事業を行うことができなくなったときは、事業候補者決定の日から6月以内に限り、総合計点数の高い順に、繰り上げて事業候補者を選定するものとする。

7 第6項及び第7項の規定は、前項の場合について準用する。

(評価項目の公表)

第6 評価表の評価項目については、あらかじめ、公表するものとする。

(選定結果等の公表)

第7 選定結果は、応募者全員に通知し、事業候補者に選定された場合は、その理由を公表する。

ただし、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しない。

(庶務)

第8 選定に関する庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。